

退院支援医療機関登録制度の制定について

平成 21 年 6 月

本院では、入院中の患者さんの円滑な転院を図るため、転院先予定医療機関の職員の方が本院を訪問し患者・家族さんとの面談を希望される場合に、府内の医療機関の方を対象に訪問面談の適切な運用を図るための職員訪問登録制度を制定しました。

ついては、訪問での患者・家族さんとの面談を希望される医療機関の方は事前に登録をしていただきますようお願いいたします。

詳しくは、「退院支援医療機関登録制度取扱要領」をご覧ください。

- 「退院支援医療機関登録制度取扱要領」(PDFファイル)
- 「退院支援医療機関登録申請書「別紙1」」(PDFファイル)
- 「退院支援医療機関登録変更申請書「別紙3」」(PDFファイル)

お問い合わせ先

地域医療連携室(担当:田邊)

075-251-5286

《退院支援医療機関登録制度の概略》

1 制度の趣旨

入院患者さんの転院に際し、その転院を円滑に進めるためには、転院先医療機関職員の方と患者・家族さんが直接面談を行うことにより患者さんの不安を和らげることができ、転院後に患者さん自身の思いと違うというようなトラブルの解消に繋がる。

このため、転院予定医療機関からの職員の方の訪問を受入れることにより、地域の医療機関への転院の円滑化を図るとともに、転院予定医療機関との訪問面談の適切な運用を図るべく登録制度を制定する。

2 制度の概要

(1) 対象医療機関

対象医療機関は次の病棟を有するところとする。

- ・回復期リハビリ病棟
- ・療養型病棟
- ・緩和ケア病棟

(2) 受入対象

主治医が転院先医療機関を調整(入院申込)した以降とし、患者・家族さんとの面談は登録された医療機関職員の方に限定する。

(3) 受入調整

転院予定先医療機関からの要望に応じ地域医療連携室で来院調整を行う。

(4) 受入医療機関及び職員の登録等

- ・医療機関及び訪問者は事前に登録する。
- ・登録された職員の訪問時は必ず名札を着用するものとする。

3 制度の運用開始

平成 21 年 6 月 1 日